

## 喜多方バスケットボール協会規約

### (名称及び事務局)

第一条 本会は、喜多方バスケットボール協会（以下協会という）といい事務局を会長指定の場所におく。

### (目的)

第二条 本会は、喜多方地区のバスケットボール競技の振興に寄与することを目的とする。

### (事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 地区在学青少年の指導と競技者の発掘拡充。
- 2 地区選手権大会の開催。
- 3 地区内各学校クラブに対する援助。
- 4 その他目的達成に必要な事項。

### (組織)

第四条 本会は、目的に賛同する者をもって組織する。

### (役員)

第五条 本会に次の役員をおく、任期は2年とし再任を妨げない。

会	長	1	名					
副	会	長	1	名				
理	事	長	1	名				
理	事	若	干	名				
会	計	2	名					
監	査	2	名					
顧	問	若	干	名				
参	与	若	干	名				
委	員	会	委	員	若	干	名	(総務・中学校・競技・審判・スポーツ少年団)

### (役員を選出)

第六条 本会の役員を選出は次のとおりとする。

会長、副会長、監査は総会において決める。

理事は会長が委嘱する。

理事長は理事の互選により会長が委嘱する。

各種委員会委員長、会計は会長が委嘱する。

参与・顧問は会長が委嘱する。

( 役員の仕事 )

第七條 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 3 理事長は業務の執行にあたる。
- 4 理事は理事長を補佐し、事業の執行にあたる。
- 5 各種委員会、会計は会長の命によりそれぞれの仕事を司る。
- 6 監査は会計を監査する。
- 7 顧問・参加は事業をたすける。

( 会議 )

第八條 本会の会議は総会、役員会、理事会、委員会とし会長が招集して次のことをおこなう。

- 1 総会 規約の審議、事業計画、予算決算の承認、役員改選その他重要な事項の審議
- 2 役員会 総会に次ぐ審議機関で重要事項の審議
- 3 理事会 事業執行についての事項
- 4 委員会 事務処理のために必要な事項

( 経理 )

第九條 本会の費用は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。会費は総会で決定する。会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

( 簿冊 )

第十條 本会には次の簿冊を備える

- 1 会誌 2 日誌 3 会員名簿 4 役員名簿 5 会議録 6 会計簿
- 7 その他必要な簿冊

付 記

この規約は昭和37年4月1日より実施する。

平成4年7月1日 一部改正